

# 国保税率の改定を行います

国民健康保険では、今後の医療費の動向を考慮し、国保事業の健全な運営のために平成19年度において次のとおり国保税率の改定をお願いすることになりました。

## 国保税率引き上げの理由

### 1 医療分保険税について

国保は地域医療保険制度の担い手として、国民皆保険制度を支える責務があります。また、相互扶助の保険制度であるために運営は主に国・県の負担金と加入者の保険税によって支えられていきます。しかし、近年の急速な高齢化の進展や医療の高度化により医療費が年々増加し国保会計の支出が増えつつあります。また、経済の長期低迷による雇用の削減などから、失業中や所得の少ない方の加入割合が増加するなど厳しい財政環境にあり、保険税収入の伸び悩みにより国保事業は厳しくなっています。

このため、収支のバランスをとるために「国民健康保険基金」を取り崩して国保会計の収入に充て、財政運営をしてまいりましたが、平成18年度の取り崩しにより基金残高が約60万円と底をつくような状況となっております。

		18年度	19年度
医療分	所得割	9.9%	11%
	均等割	23,000円	25,800円
	平等割	32,000円	33,600円
	限度額	530,000円	560,000円
介護分	所得割	1.37%	2.1%
	均等割	6,200円	8,900円
	平等割	3,500円	5,100円
	限度額	90,000円	90,000円

平成18年度において、国保税率引き上げを実施しましたが、この税率のままでは国保財政の運営ができません。市議会や国保運営協議会でご審議を頂きやむを得ず平成19年度の税率を引き上げさせていただくことになりました。

### 2 介護の第2号被保険者の介護分について

国保に加入している介護の第2号被保険者（40歳から64歳の人）は12年度から国保税（医療分）と併せて介護納付金課税分が附加されています。その賦課額は全国共通の第2号被保険者にかかる介護納付金単価を基として、医療分保険税の賦課方式に準じて算定すべきものとされています。介護納付金に必要な保険税（介護分）の財源は、制度運営の原則に基づき対象者（介護保険の第2号被保険者）からの保険税収入によって確保しなければなりません。そのため、介護納付金に必要な保険税について、税率の改定は避けられず、改定することになりました。

この状況をご理解いただき、このたびご負担をお願いする平成19年度国保税につきまして、ご協力をお願いいたします。

## 公的年金控除の見直しに伴う国保税の経過措置について

平成17年1月1日に65歳

になっていた方で、税制改正による公的年金控除の見直しで国保税が増加する方については、急激な増加を避けるために、平成18年度・19年度の国保税算定時に控除を設け、20年度で本来の国保税に移行していく経過措置がとられています。

市では国保の健全財政のために、医療費や国保資格の適正化を図る取り組みや、国保税の収納対策の強化を進めてまいりますので、一層のご協力をお願いいたします。

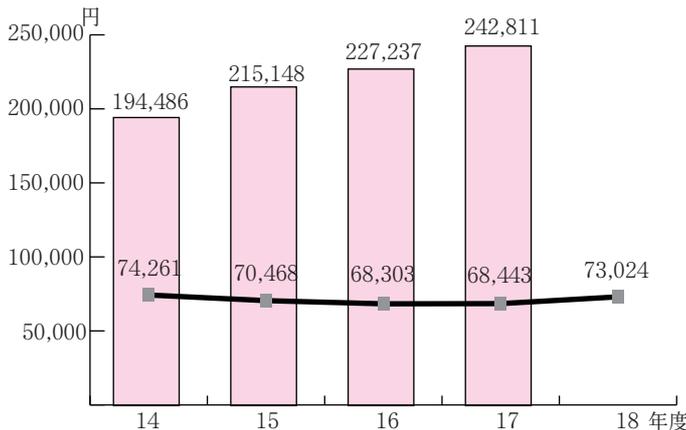
### 問合せ先

健康課国保年金係  
電話 23 9135  
くらし部

山内支所 ぐらし課  
国保年金係  
電話 45 2906

北方支所 ぐらし課  
国保年金係  
電話 36 6021

一人あたりの医療費と国保税額の推移



### 被保険者の皆様へのお願い

- 国民健康保険財政の健全な運営のためには、保険税の滞納をなくすことが大切です。保険税の収納率向上に一層のご協力をお願いいたします。
  - 健康診断などを受けて病気の早期発見・早期治療に心がけましょう。また、普段から生活習慣病などに配慮して健康づくりに努めましょう。市では、検診や様々な健康づくり事業を実施していますので、積極的に参加しましょう。
- 皆さんの意識と努力が健康をもらたし、国保の健全化にもつながります。